

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

荇田町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 荇田町全域

(1) 現況

本地域は、今後長期にわたり総合的に農業振興を図るべき地域とされ、農地以外での土地利用が厳しく制限されており、農地の保全を行っている。しかし、農村の高齢化の進行、人口の減少が続き、集落の住民や関係者だけでは農業や農村を支えることが出来なくなってきた。さらに中山間部ではイノシシ等の有害鳥獣が農地を荒らし営農意欲の減退や不作付地の増大から、水田が本来持つ多面的機能も維持できなくなりつつある。

また、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業への関心が高まっており、環境に配慮した生産方式等を普及すると共に、様々な主体が連携し豊かで美しい農村環境づくりを行うことが求められている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第2号・第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	荇田町農業振興区域全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	旧白川村	法第3条第3項第2号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1 地域の推進体制

促進計画の実施にあたっては、県、農業者団体等多様な主体との連携のもと、取り組みの推進を図ることとする。

2 法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であつて、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であつても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

福岡県知事が地域の実態に応じて指定する地域。

イ 対象農用地

- (ア) 急傾斜農用地については田1/20以上、畑・草地及び採草放牧地15度以上
勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回つても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。
- (イ) 自然条件により小区画・不整形な田
- (ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地
- (エ) 町長の判断によるもの
 - a 緩傾斜農用地
緩傾斜農用地をすべて対象
 - b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地(棚田地域振興法のみ該当する地域は除く。)

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率:田
8%以上、畑(草地含む。)15%以上の農地

2 対象者

認定農業者に準ずる者とは、地域の実情に合わせて町長が認定する者とする。